

# 教kyo文bun研kenだより

## CONTENTS

### 新学習指導要領が かろうじて実践可能になる条件

横浜国立大学教授 金馬 国晴



神奈川県教育文化研究所では、今年度カリキュラム総合改革委員会において、二つのグループに分かれ、研究協議を進めています。一つのグループでは、昨年度から継続して新しい学習指導要領について取り組んでいます。これまでの研究協議の中では、「特別の教科 道徳」について教科書の教材の分析をはじめ、現場の教職員の意見や考えをふまえながら討議を深めています。その一環として、第31回教文研教育シンポジウムでは、「特別の教科 道徳を考える～教科書・教材の扱いや評価をめぐって～」と題し開催されることになりました。

さて、新しい学習指導要領は、来年度から先行実施されます。全面実施となるのは、小学校では、2020年度、中学校は2021年度からとなります。現在各学校では、授業時間の見直しはもとよりカリキュラム全般の改定作業が求められています。しかしながら、そこには多くの不安や懸念の声が聞かれています。そこで、今回の教文研だよりでは、カリキュラム総合改革委員会のメンバーでもあり、教育課程（カリキュラム）に精通している横浜国立大学教育学部教授の金馬国晴先生に論考をお願いしました。





## 新学習指導要領が かろうじて実践可能になる条件

横浜国立大学  
金馬 国晴

2017年改訂の学習指導要領は評判が良くない。かねてから批判的な組合やサークル、学者だけでなく、制作過程の会議に関わってきた学者や、元文科官僚からも懸念が聞かれる。たとえば、文科官僚の作文に他の手が加えきれていない、といった感想を耳にしたことがある。そうだった一因としては、1年間の前倒しがされたことで、審議が生煮えになったことがあろう。東京オリンピックに間に合わせるとの理由であったが、2020年度に完全実施されるのは小学校版のみである(中学校版は2021年度から、高等学校版は2022年度から年次進行)。いかにも事情が中途半端ではないか。

だが逆に、各学校や各先生方が現場から、授業・行事ほか教育活動の内実を生み出していける余地が空いたともいえる。当てる光やその角度によって色合いが変わる玉虫色で、どこまで変えてしまうかの余地は、現場にある、ともいえよう。

本稿では、可能な現場からうまく使いこなす(活用する)ための条件を、逆に言えば、これがなければ実践に移せはしないという条件を示してみたい。

### 1 抽象的な用語や概念は、現場教員が理解できるか。実践的な定義がいること。

官僚の作文といわれるゆえんは、抽象的な言葉や概念が、定義が曖昧なままに残ってしまった点にある。資質能力(もとはコンピテンシー)、主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニングの視点)、カリキュラム・マネジメントなどである。政策側の説明が足りていない今、現場教師が抽象能力のようなものを高め、これらの用語をイメージ豊かに定義し足してしまう試みが、不可欠に思う。若手教員が増加する中とくに難しいことと思われよう。だがそれだけに、

大学での教員養成の段階から、抽象能力を意図して養っていきたいし、もちろん現職研修が、とくに自主研修や教研集会こそ重要な日々の取り組みとなる(拙稿「自主的研究団体による研修」、日本教師教育学会編『教師教育研究ハンドブック』学文社、2017年もご参照ください)。

学習指導要領に載った数々の言葉を、現場がいわば実践的に定義し直すことで、学校の現実を生み出す計画(年間指導計画や学習指導案も含む)を事前に表現し、また事後にふりかえる際に使いこなせる道具として、存分に活用し、かみ砕くわけである。

### 2 教員の多忙感の軽減・解消。働き方改革なるものがどれだけ改善につながるか。

いざ学習指導要領を実施するにも、多忙な中では難しくはないか。じっくり読んで同僚と議論しあう時間と精神的余裕とが保障されるべきだ。自ら工夫したい授業の自主編成、子どもとの関わりほか教育らしい仕事ならば、時間がかかり多忙でも、多忙感は少なからう。他方でサラリーマンや役人のような書類業務が減らされなければ、新しい学習指導要領を実施してみる余裕など生まれまい。校内研修(校内研、公開授業、指導助言、報告書作成)も見直して、多忙でも多忙感無きものに変えたい。

ESD(持続可能性教育)のホールスクールアプローチと称して、学校の持続可能性を追求する動きも始まっている。英国と永田佳之(聖心女子大学)発であり、横浜市内の永田台小学校ほか何校かが、校内研修の改革も絡めて試みている。

### 3 現場教員の政策不信をどうにか直視すること(管理職にさえくすぶる不満)。

校長や校長経験者からさえ、文科省や教育委員会への不満を聞くことはないか。これでは、計画が書かれたり実施がなされ始めたりしても、やったふりで、趣旨やねらいは達成され得ないと思う。行政が現場からの信頼を回復できるか、不信の声(または声なき声)が逸らされるにと

どまるのかが問われる。

近年の教育政策はいわゆる新自由主義にもとづくといわれるが、このイデオロギーには人間不信が潜むという指摘がある。行政・政策はそもそも疑うべき存在かもしれない。

#### 4 2030年までの見通しにとどまらないグラウンドデザインを、各学校・各教師から。

学習指導要領は「社会に開かれた教育課程」を言い、中教審の各文書は2030年を見通し、論じてきた。だが、たった10年ほど先の次期改訂を見通したに過ぎないのだ。なぜ一部の学者の説でしかない「知識基盤社会」論やAI（人工知能）が仕事を奪う予測ばかりを言うのだろう。本やネットで調べるだけでも、GNH（国民総幸福量）、「定常型社会」（広井良典）、「里山資本主義」・「里海資本主義」（藻谷浩介）、「懐かしい未来」（ヘレナ・ノーバーク・ホッジ）といった提案があふれる。

他方で保守系政治家は、道徳、歴史教育や愛国心、公共性をいうが、自ら模範となってはくれない。反省もしない。大震災、風水害など大災害、戦争の心配も高まっているが、今の議員や行政に信頼はおけない。そこで、現場教員や大学教員の側から、別の未来社会像を学び取り、子どもや現場に即して活用し、語り合う試みがあるのではないかと。

他方で、全国学力・学習状況調査が、現場の視野を狭めていないか。文科省作ペーパーテストで測れる学力（活用力を含んでいようとも）の促成栽培を求めるそのテスト体制は、教員層に短期的な一喜一憂を強いてきたと思える。加えて、校長のリーダーシップが強化されてきたことでも、個々の担任・教科担当から広い視野が奪われてきた。神奈川県と各市町村の教育委員会の中には、他県に比べてこれらの流れに乗り切っていないものもあるようだが、これからも乗り遅れたままにさせることが正しい道だろう。

#### 5 「テスト収斂システム」というべき体制から教師も子どもも皆で逃れること。

テストのために勉強する、その場だけ乗り切

り、終わったら忘れていい（学力の剥落）。こうした思考回路こそ捨てなければならない。これでは新しい学習指導要領が進もうとも、他のどんな教育を始めようとも、まったく無に帰せられるからである。

全国学力・学習状況調査がそうした思考を小中学校教員にさえ蔓延させてはいないか。全数調査（悉皆調査）ではなくし、抽出調査に変えて（民主党政権のときのように）、後から希望する自治体・学校が使える形にすべきと思う。組織を超えた運動が必要ではないか（拙稿「テスト収斂システム」という仮説」、横浜国立大学大学院教育学研究科編『教育デザイン研究』第8号、2016年（ネットから入手可能）、および「テスト収斂システム」と二つの社会」、『教育』2017年11月号もご覧ください）。

#### 6 授業時数内に収まらなくなるパンク構造を、対処程度でなくどうにかすること。

最後に、新学習指導要領にひそむ大問題を指摘したい。アクティブ・ラーニング（主体的・対話的で深い学び）の導入により、授業時間がこれまで以上に量的に必要となったにもかかわらず、「教科内容の削減は行わない」という矛盾である。それどころか、小学校英語などが新設されて、総時数が増えてしまった。

すでに次のような破綻が予想され、良からめ対処法も横行している。

##### ・対処1

「主体的・対話的で深い学び」（アクティブ・ラーニングの視点）と言い換えることで、従来の各教科に溶かし込む・織り込む程度で実践できるようにした、と読める。こうすることで実際は、アクティブ・ラーニングを軽視、または無視する工夫も容認される構造ができたといえないか（政策として無意図的であれ）。

##### ・対処2

上記の矛盾をどうにかするためか、移行措置において「外国語活動の授業時数の授業の実施のために特に必要がある場合には、年間総授業時数及び総合的な学習の時間の授業時

数から15単位時間を超えない範囲内の授業時数を減じることができることとする」(「学習指導要領の改訂に伴う移行措置(案)の概要」とされた。

移行措置の期間内でも問題だが、完全実施に移っても、総合が削減されたまま放置されはしないか。文科省関係者、研究校に助言してきた教授層からも、怒りの声が聞かれる。そもそも外国語と総合的な学習に何の因果関係があるというのか。

### ・対処3

カリキュラム・マネジメントを駆使した時数調整を強いられる。

時数確保というか時数拡充を、現場の各校長、各教育委員会の判断で「自発的に」進めざるをえなくなるルールが敷かれたといえる。後には、各自治体が自主的に時数確保をしたと言って、文科省が責任をとることはないだろう。(大学行政でも、各学期16週の確保などで、文科省への「自発的服従」がされてきた。たとえば、土曜開講、祝日開講、夏休みや冬休みの短縮を「自ら」決断する大学が増えてきている。)

すでに多くの小中学校は、標準時数を越えて、週あたり1~2時間多い時数を設定し、なかには5時間以上も時数の多い学校もある(「教育課程の編成・実施状況調査」、文科省、2016年)。小学校でも6時間目を増設するなど、苦しいことと思う。

長期休業の短縮なども一層進む。小学校や中学校の学習指導要領をみるに、

「各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。」(第1章総則 第2教育課程の編成 3教育課程の編成における共通的事項)

静岡県吉田町は、来年度から小中学校の夏休みを最短で10日間に短縮するとし批判もされた。実は、6時限を4~5時限に抑えるため、労働条件の改善を狙ったことだ。

文科省のせいで採られた対処といえ、教育委員会のみを非難できない気もする。

### ■ おわりに ー無責任体制のなかでどう現場から生み出すか?ー

学習指導要領は法的拘束力をもつといわれてきたが、これは文科省側の一見解に過ぎず、学問的には、拘束力は無いとする説が根強い。ましてや学習指導要領の出来が良くない、今回のような場合はどうか。従わされる現場が矛盾を押しつけられ、失敗があっても文科省も教育委員会も責任をとらない。学習指導要領の改訂にすでに関心を向けない現場があるのなら、この無責任体制による白けではないか。法律ならば国会審議や選挙、政権交代で、修正や差し替えができるわけだが、学習指導要領というのは、それができない省令なのだ。審議会委員が国民による推薦で選ばれるならばまだいいが、文科省が恣意的に選んだ学者や有識者といわれる人に過ぎない。業績不振や不正が横行する財界人にどんな発言権があるのか。パブリックコメントを募集した、と言うのだろうが、大きく修正されることはなく、ガス抜きと言わざるをえない。

一年ほどの延期と再審議を求めたいくらいだが、それも無理というならば、現場で実践可能になるための以上の各条件を検討してほしい。そうしなければ、現場教員一人一人、その上管理職や元審議会委員の不信さえ高まり続け、従ったふりの「形式主義」が横行しかねない。現場としてはそうならないため、学習指導要領に載る抽象的な用語を、子どもや現場の実態に即して読み替え、これまで進めてきた実践をコアに活用し尽くし、別の定義や内実を注入していきたいものだ。蓄積してきた普段の実践、または少し背伸びした自主編成を、指導要領用語で説明してみせ、ついにはしっかりとみ出て脱していけばよい。研究者としては、できる支援は何でもしていきたい。